（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち二人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち三人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち二十一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地官の設置期間の特例）

第十七条　第百三十九条の用地官のうち四人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十九条の用地官（前項に規定するものを除く。）のうち五人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　第百四十三条の用地対策官のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（南三陸国道事務所の設置期間の特例）

第十八条　東北地方整備局南三陸国道事務所は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（熊本復興事務所の設置期間の特例）

第十九条　九州地方整備局熊本復興事務所は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一　（第一条関係）

事務	地方整備局	区域
（略）		
道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。）に関する事務であって、道路管理者である国土交通大臣の権限に係るもの	（略）	
	近畿地方整備局	（略）
		一般国道四十二号のうち、和歌山県境から三重県南牟婁郡紀宝町成川字渡シノ上八百十九番六までの区間及び和歌山県境から三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿字上地百三十三番を経て同町成川字耳切三番二までの区間
（略）		

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち二十六人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

（用地官の設置期間の特例）

第十七条　第百三十九条の用地官のうち九人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　第百四十三条の用地対策官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（南三陸国道事務所の設置期間の特例）

第十八条　東北地方整備局南三陸国道事務所は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

（紀伊山地砂防事務所の設置期間の特例）

第十九条　近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第一　（第一条関係）

事務	地方整備局	区域
（略）		
道路の整備、利用、保全その他の管理（これに関連する環境対策及び交通安全対策を含む。）に関する事務であって、道路管理者である国土交通大臣の権限に係るもの	（略）	
	近畿地方整備局	（略）
		一般国道四十二号のうち、和歌山県境から三重県南牟婁郡紀宝町成川字渡シノ八百十九番六までの区間
（略）		